

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

2025年6月13日

【発行者名】

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 小松 薫夜

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】

笹倉 里奈

（連絡場所）

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】

03-6736-2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】

JPMベスト・インカム（年1回決算型）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】

2兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

I. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年12月13日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

II. 【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

（略）

（ハ）基本的性格

（略）

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

（二）ファンドの特色

（略）

⑥ 投資先ファンドの特徴

■ グローバルインカムファンド

（略）	
運用会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（米国法人）＊ ＊ 2024年9月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。また、同社は運用の一部をJ Pモルガン・アセット・マネージメント（アジア・パシフィック）リミテッド（香港法人）に委託する場合がありますが、今後当該委託先が変更される場合があります。

■ マネープール・ファンド

（略）	
運用会社	J Pモルガン・アセット・マネージメント株式会社（委託会社） マネープール・マザーファンドの運用の指図の権限をJ Pモルガン・アセット・マネージメント（UK）リミテッド（英国法人）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。 2024年9月末時点では運用委託先が実際に運用を行っていますが、今後変更される場合があります。

（以下略）

<訂正後>

（略）

（ハ）基本的性格

(略)

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

(略)

⑥ 投資先ファンドの特徴

■ グローバルインカムファンド

(略)	
運用会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（米国法人）＊ ＊ 2025年3月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。また、同社は運用の一部をJ Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッド（香港法人）に委託する場合がありますが、今後当該委託先が変更される場合があります。

■ マネープール・ファンド

(略)	
運用会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社） マネープール・マザーファンドの運用の指図の権限をJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（英国法人）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。 2025年3月末時点では運用委託先が実際に運用を行っていますが、今後変更される場合があります。

(以下略)

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(略)

(ロ) 当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

① J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

(略)

③ 販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(ハ) 委託会社の概況

① 資本金 2,218百万円（2024年10月末現在）

(略)

⑤ 大株主の状況（2024年10月末現在）

(以下略)

<訂正後>

（略）

（ロ）当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

① J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面（以下「運用報告書（全体版）」といいます。）および同法同条第2項に規定する事項を記載した書面（以下「交付運用報告書」といいます。）をいいます。以下同じ。）の作成等を行います。

（略）

③ 販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

① 資本金 2,218百万円（2025年4月末現在）

（略）

⑤ 大株主の状況（2025年4月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（2）投資対象

（参考）マザーファンドの投資対象

<訂正前>

（略）

（ホ）マザーファンドが投資対象とする投資先ファンドの名称、主要投資対象、主な運用方針および運用会社の名称は、以下のとおりです。

■ グローバルインカムファンド

（略）	
運用会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（米国法人）＊ ＊ 2024年9月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。また、同社は運用の一部をJ Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッド（香港法人）に委託する場合がありますが、今後当該委託先が変更される場合があります。

■ マネープール・ファンド

（略）	
運用会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社） マネープール・マザーファンドの運用の指図の権限をJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（英国法人）に委託します。 2024年9月末時点では運用委託先が実際に運用を行っていますが、今後変更される場合があります。

<訂正後>

(略)

(ホ) マザーファンドが投資対象とする投資先ファンドの名称、主要投資対象、主な運用方針および運用会社の名称は、以下のとおりです。

■ グローバルインカムファンド

(略)	
運用会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク (米国法人) * * 2025年3月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。また、同社は運用の一部をJ Pモルガン・アセット・マネージメント（アジア・パシフィック）リミテッド（香港法人）に委託する場合がありますが、今後当該委託先が変更される場合があります。

■ マネープール・ファンド

(略)	
運用会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社） マネープール・マザーファンドの運用の指図の権限をJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（英国法人）に委託します。 2025年3月末時点では運用委託先が実際に運用を行っていますが、今後変更される場合があります。

(3) 運用体制

<訂正前>

(イ) マザーファンドの運用体制

- ① 委託会社の運用商品管理部門（約30名（2024年10月末現在））に所属する、ポートフォリオ・マネジャーがマザーファンドの運用を行います。

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(略)

(ハ) 投資先ファンドの運用体制

(略)

■ グローバルインカムファンド

以下は、2024年9月末時点で実際に当該投資先ファンドを運用しているJ. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクにおけるものです。

(略)

- ② マルチ・アセット・ソリューションズ（約110名（2024年3月末現在））では、各アセットクラスの価格変動等のリスク、収益特性等の過去の実績、市場動向等を踏まえ、今後のマクロ経済や各アセットクラスの収益を予測し、当該予測について同グループに所属する当該投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーと共有します。

(略)

(注1) 運用体制については、J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクを含めたJ. P. モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

(注2) 前記の運用体制、組織名称等は、2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■ マネープール・ファンド

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

（イ）マザーファンドの運用体制

- ① 委託会社の運用商品管理部門（約30名）に所属する、ポートフォリオ・マネジャーがマザーファンドの運用を行います。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（略）

（ハ）投資先ファンドの運用体制

（略）

■ グローバルインカムファンド

以下は、2025年3月末時点で実際に当該投資先ファンドを運用しているJ．P．モルガン・インベストメント・マネージメント・インクにおけるものです。

（略）

- ② マルチ・アセット・ソリューションズ（約110名）では、各アセットクラスの価格変動等のリスク、収益特性等の過去の実績、市場動向等を踏まえ、今後のマクロ経済や各アセットクラスの収益を予測し、当該予測について同グループに所属する当該投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーと共有します。

（略）

（注1）運用体制については、J．P．モルガン・インベストメント・マネージメント・インクを含めたJ．P．モルガン・アセット・マネージメントのものを記載しています。

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■ マネープール・ファンド

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

3【投資リスク】

（1）リスク要因

<訂正前>

（略）

投資先ファンドのリスク

■ グローバルインカムファンド

（略）

- ⑭ 市場に関する留意点

（略）

- ⑮ LIBORの公表停止または利用できない場合のリスクおよび留意点

LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）とは、英国ロンドンの銀行間市場において、参加する銀行が相互に短期資金を借り入れる際の金利指標のことをいいます。英国金融行為規制機構（FCA）は、LIBORの特定のテナー（期間）と通貨が、特定の将来の日付においてその公表が停止されること、また、測定対象の市場および経済の実態を示すものではなくなることを発表しています（この特定の将来の日付に関する情報は、https://www.jpmorgan.com/disclosures/interbank_offered_rates（英文）に掲載されています）。FCAより発表された日程は変更される可能性があり、また、LIBORの運営機関や規制当局がLIBORの算出、構成、特性のほか、算出対象の通貨および期間に影響を与える可能性のある措置を取る可能性もあります。そのような進展について常に情報を入手するために委託会社に問い合わせることを推奨します（後記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」の照会先までお問い合わせください）。現在、LIBORに代わる新しい金利指標または代替金利指標を策定するため、業界において公的および民間の取り組みが進行しています。しかし、そのような代替金利指標が、LIBORと類似するまたは同等の価値もしくは経済的同等性をもたらすことや、公表が停止されたまたは利用が不可能となる以前のLIBORと同等の取引量または流動性を有することは保証されません。これにより投資先ファンドの投資対象の一部または全部を構成する投資先ファンドの特定のデリバティブ取引および他の金融商品または投資対象にかかる価格、流動性または投資結果に影響を与える可能性があり、結果として反対売買および新しい取引の開始に関連して費用が発生する可能性があります。これらのリスクは、他の銀行間取引金利（Euriborなど）や、ベンチマークとして扱われ、最近の規制改革の対象となっているその他のさまざまな指標、金利、価格に関連する変更に関しても生じる可能性があります。

⑯ 外国為替取引の決済リスク
(略)

■マネープール・ファンド

(略)

⑧ 市場に関する留意点
(略)

⑨ LIBORの公表停止または利用できない場合のリスクおよび留意点

LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）とは、英国ロンドンの銀行間市場において、参加する銀行が相互に短期資金を借り入れる際の金利指標のことをいいます。英国金融行為規制機構（FCA）は、LIBORの特定のテナー（期間）と通貨が、特定の将来の日付においてその公表が停止されること、また、測定対象の市場および経済の実態を示すものではなくなることを発表しています（この特定の将来の日付に関する情報は、https://www.jpmorgan.com/disclosures/interbank_offered_rates（英文）に掲載されています）。FCAより発表された日程は変更される可能性があり、また、LIBORの運営機関や規制当局がLIBORの算出、構成、特性のほか、算出対象の通貨および期間に影響を与える可能性のある措置を取る可能性もあります。そのような進展について常に情報を入手するために委託会社に問い合わせることを推奨します（後記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」の照会先までお問い合わせください）。現在、LIBORに代わる新しい金利指標または代替金利指標を策定するため、業界において公的および民間の取り組みが進行しています。しかし、そのような代替金利指標が、LIBORと類似するまたは同等の価値もしくは経済的同等性をもたらすことや、公表が停止されたまたは利用が不可能となる以前のLIBORと同等の取引量または流動性を有することは保証されません。これによりマネープール・マザーファンドの投資対象の一部または全部を構成するマネープール・マザーファンドの特定のデリバティブ取引および他の金融商品または投資対象にかかる価格、流動性または投資結果に影響を与える可能性があり、結果として反対売買および新しい取引の開始に関連して費用が発生する可能性があります。これらのリスクは、他の銀行間取引金利（Euriborなど）や、ベンチマークとして扱われ、最近の規制改革の対象となっているその他のさまざまな指標、金利、価格に関連する変更に関しても生じる可能性があります。

当ファンド・マザーファンドのリスク

(略)

<訂正後>

(略)

投資先ファンドのリスク

■グローバル・ヘルスケア・ファンド

(略)

⑭ 市場に関する留意点

(略)

⑮ 外国為替取引の決済リスク

(略)

■マネープール・ファンド

(略)

⑧ 市場に関する留意点

(略)

当ファンド・マザーファンドのリスク

(略)

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因」末尾の参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

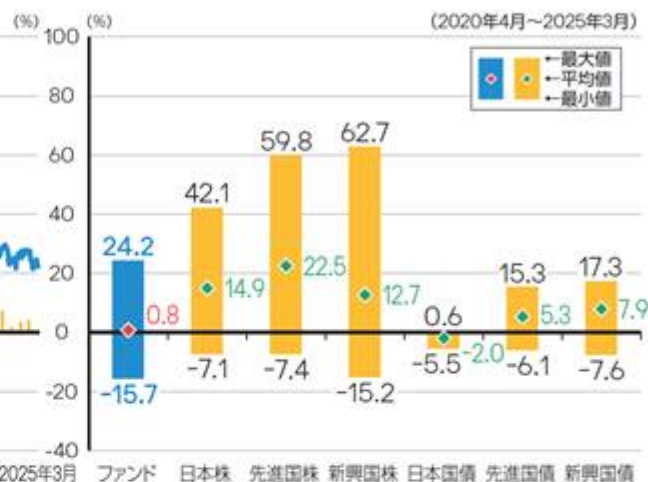
＜ファンドの基準価額・年間騰落率の推移＞

2020年4月～2025年3月の5年間に於ける、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



＜ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較＞

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完全性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

＜訂正前＞

(略)

(ロ) 投資先ファンドにおけるリスク管理

■ グローバルインカムファンド

以下は、2024年9月末時点で実際に当該投資先ファンドを運用しているJ. P. モルガン・インベス
トメント・マネージメント・インクにおけるものです。

(略)

(2024年9月末現在)

(略)

■ マネープール・ファンド

(略)

(2024年9月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(略)

(ロ) 投資先ファンドにおけるリスク管理

■ グローバルインカムファンド

以下は、2025年3月末時点で実際に当該投資先ファンドを運用しているJ. P. モルガン・インベ
ストメント・マネージメント・インクにおけるものです。

(略)

(2025年3月末現在)

(略)

■ マネープール・ファンド

(略)

(2025年3月末現在)

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(3) 信託報酬等

<訂正前>

(略)

信託報酬の配分 (純資産総額に 対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.165% (税抜0.15%)	年率0.825% (税抜0.75%)	年率0.033% (税抜0.03%)
	投資判断、受託会社に対する 指図等の運用業務、目論見 書、運用報告書等の開示資料 作成業務、基準価額の計算業 務、およびこれらに付随する 業務の対価	受益者の口座管理業務、収益 分配金・換金代金・償還金の 支払い業務、交付運用報告書 の交付業務、購入後の投資環 境等の情報提供業務、および これらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理 業務、委託会社からの指図の 執行業務、信託財産の計算業 務、およびこれらに付随する 業務の対価

(略)

<ご参考：投資先ファンドの運用管理費用等>

投資先ファンド	運用管理費用または信託報酬の率 (投資先ファンドの日々の純資産総額に対し)	
グローバルインカ ムファンド	運用管理費用の率：年率0.60% (消費税等はかかりません。)	同ファンドの運用会社等が提供する、同ファンド の運用業務、同ファンドに関する情報提供業務、 およびこれらに付随する業務の対価

マネープール・ ファンド	信託報酬率： 年率0.1045% (税抜0.095%)	委託会社	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務（運用委託先が行う業務を含みます。）、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価
		販売会社	当ファンドの口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、およびこれらに付随する業務の対価
		受託会社	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

(以下略)

<訂正後>

(略)

信託報酬の配分 (純資産総額に 対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.165% (税抜0.15%)	年率0.825% (税抜0.75%)	年率0.033% (税抜0.03%)
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価

(略)

<ご参考：投資先ファンドの運用管理費用等>

投資先ファンド	運用管理費用または信託報酬の率 (投資先ファンドの日々の純資産総額に対し)		
グローバルインカムファンド	運用管理費用の率：年率0.60% (消費税等はかかりません。)	同ファンドの運用会社等が提供する、同ファンドの運用業務、同ファンドに関する情報提供業務等の対価	
マネープール・ ファンド	信託報酬率： 年率0.1045% (税抜0.095%)	委託会社	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務（運用委託先が行う業務を含みます。）、基準価額の計算業務等の対価
		販売会社	当ファンドの口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務等の対価
		受託会社	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価

(以下略)

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(略)

3 監査費用*を信託財産で負担します。

* 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.022%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間330万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（以下略）

<訂正後>

（略）

3 監査費用*を信託財産で負担します。

* 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.022%（税抜0.02%）（上限）を乗じて得た額、または年間330万円（税抜300万円）のうちいずれか少ない額を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（以下略）

（5）課税上の取扱い

<訂正前>

（略）

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2024年10月末現在適用されるものです。

（略）

③ 法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（略）

（二）少額投資非課税制度について

（略）

上記は2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

（以下略）

<訂正後>

（略）

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2025年4月末現在適用されるものです。

（略）

③ 法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（略）

（二）少額投資非課税制度について

（略）

上記は2025年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

（以下略）

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（1）投資状況

(2025年4月1日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	53,432,061,884	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△23,299,464	△0.04
合計(純資産総額)		53,408,762,420	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

親投資信託は、全て「G I Mベスト・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）G I Mベスト・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(2025年4月1日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	986,039	0.00
投資証券	ルクセンブルク	157,962,328,837	99.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	573,047,192	0.36
合計(純資産総額)		158,536,362,068	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2025年4月1日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	G I Mベスト・インカム・マザーファン ド（適格機関投資家専用）	43,437,169,242	1.2606	54,761,208,106	1.2301	53,432,061,884	100.04

（参考）G I Mベスト・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(2025年4月1日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	JPMI GLOBAL INCOME FUND I JPY	15,581,212.156	10,758	167,622,680,374	10,138	157,962,328,837	99.64
2	日本	投資信託 受益証券	G I Mジャパン・マネーブー ル・ファンド F（適格機関投 資家専用）	998,521	0.9893	987,836	0.9875	986,039	0.00

種類別投資比率

(2025年4月1日現在)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.04

(参考) G I M ベスト・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(2025年4月1日現在)

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.64

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2025年4月1日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2015年9月15日)	7,574	7,574	0.9873	0.9873
2期	(2016年9月15日)	18,399	18,399	1.0228	1.0228
3期	(2017年9月15日)	54,468	54,468	1.0825	1.0825
4期	(2018年9月18日)	89,256	89,256	1.0854	1.0854
5期	(2019年9月17日)	90,762	90,762	1.1196	1.1196
6期	(2020年9月15日)	87,323	87,323	1.0964	1.0964
7期	(2021年9月15日)	87,044	87,044	1.2506	1.2506
8期	(2022年9月15日)	77,054	77,054	1.1026	1.1026
9期	(2023年9月15日)	70,556	70,556	1.0714	1.0714
10期	(2024年9月17日)	60,970	60,970	1.1446	1.1446
	2024年4月末日	62,645	—	1.0859	—
	2024年5月末日	62,116	—	1.0968	—
	2024年6月末日	61,998	—	1.1126	—
	2024年7月末日	61,254	—	1.1230	—
	2024年8月末日	61,015	—	1.1387	—
	2024年9月末日	61,166	—	1.1560	—
	2024年10月末日	59,314	—	1.1369	—
	2024年11月末日	58,594	—	1.1415	—
	2024年12月末日	56,776	—	1.1231	—
	2025年1月末日	56,388	—	1.1358	—
	2025年2月末日	55,569	—	1.1372	—
	2025年3月末日	53,791	—	1.1110	—
	2025年4月1日	53,408	—	1.1046	—

②分配の推移

期	1口当たり分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期（中間期）	0.0000

③収益率の推移

期	収益率（％）
1期	△1.27
2期	3.60
3期	5.84
4期	0.27
5期	3.15
6期	△2.07
7期	14.06
8期	△11.83
9期	△2.83
10期	6.83
11期（中間期）	△3.01

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	7,745,175,380	73,519,916	7,671,655,464
2期	13,475,889,238	3,157,694,788	17,989,849,914
3期	40,505,355,943	8,176,033,304	50,319,172,553
4期	43,199,593,494	11,285,263,161	82,233,502,886
5期	10,172,631,684	11,339,826,910	81,066,307,660
6期	13,104,920,892	14,522,373,624	79,648,854,928
7期	10,453,239,752	20,497,750,028	69,604,344,652
8期	9,468,825,864	9,189,240,807	69,883,929,709
9期	4,159,747,302	8,188,906,931	65,854,770,080
10期	1,390,773,989	13,978,702,164	53,266,841,905
11期（中間期）	438,904,295	5,124,817,681	48,580,928,519

（注１）第１期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

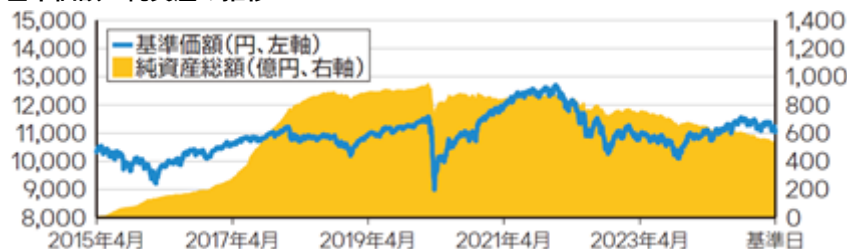
（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（am.jpmorgan.com/jp）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2025年4月1日	設定日	2014年9月17日
純資産総額	534億円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



*基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
6期	2020年9月	0
7期	2021年9月	0
8期	2022年9月	0
9期	2023年9月	0
10期	2024年9月	0
	設定来累計	0

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率※1
JPMグローバル・インカム・ファンド（Iクラス）	99.6%
GIMジャパン・マネープール・ファンドF（適格機関投資家専用）	0.0%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	0.4%
合計（純資産総額）	100.0%

種類別構成状況

種類	投資比率※3
米国ハイ・イールド債券	34.5%
先進国株式	28.9%
カバードコール※4	5.4%
欧州株式	5.1%
優先株式等※5	4.9%
その他	15.1%

国（地域）別構成状況

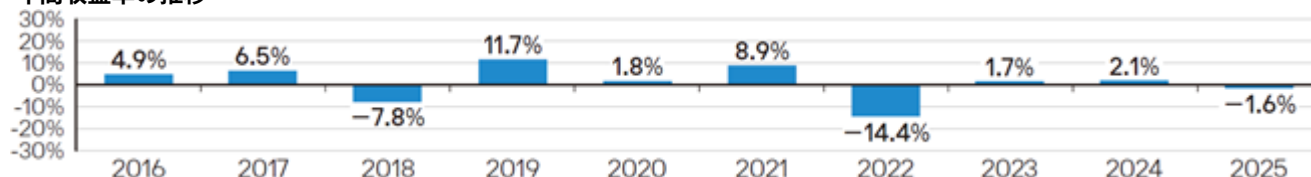
投資国/地域※2	投資比率※3
米国	65.1%
欧州（除く英国）	13.0%
新興国	7.3%
英国	3.1%
カナダ	3.0%
その他	2.4%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	種類	投資国/地域※2	投資比率※3
1	マイクロソフト	株式	米国	0.9%
2	メタ・プラットフォームズ	株式	米国	0.8%
3	台湾積体電路製造（TSMC）	株式	台湾	0.7%
4	フィデリティナショナルインフォメーションサービス	株式	米国	0.6%
5	マクドナルド	株式	米国	0.5%
6	ブロードコム	株式	米国	0.5%
7	アップル	株式	米国	0.5%
8	エヌビディア	株式	米国	0.4%
9	アナログ・デバイス	株式	米国	0.4%
10	トレイン・テクノロジーズ	株式	米国	0.4%

*組入上位銘柄については、デリバティブは除いています。

年間収益率の推移



*年間収益率（%）＝（年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額－1）×100

*2025年の年間収益率は前年末営業日から2025年4月1日までのものです。

*ベンチマークは設定していません。

*当ページにおける「ファンド」は、JPMベスト・インカム（年1回決算型）です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。

※2 投資国/地域については、当社グループの判断に基づき分類しています。

※3 ファンドは各投資先ファンドを通じて投資を行うため、各投資先ファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。なお、運用実績の基準日のファンドの基準価額算出に使用されているデータ（JPMグローバル・インカム・ファンド（Iクラス）およびGIMジャパン・マネープール・ファンドF（適格機関投資家専用）は2025年3月最終営業日のもの）を使用しています。

※4 カバードコールとは、株式などの原資産を保有しつつ、コールオプション（あらかじめ決められた価格で買う権利）を売る戦略をいいます。

※5 優先株式とは、普通株式に比べて利益配当や残余財産の分配について優先的に受け取ることができる株式をいいます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（５）その他

③ 運用報告書

<訂正前>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。これにより、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

<訂正後>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。また、運用報告書（全体版）のすべての内容を委託会社のホームページに掲載することで、委託会社は運用報告書（全体版）にかかる情報を電磁的方法により提供します。ただし、受益者から書面による運用報告書（全体版）にかかる情報の提供の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（2023年9月16日から2024年9月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

<訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（2023年9月16日から2024年9月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年9月18日から2025年3月17日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

【JPMベスト・インカム（年1回決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (2024年9月17日現在)	当中間計算期間末 (2025年3月17日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	61,296,570,858	54,229,028,775
未収入金	182,067,598	101,476,948
流動資産合計	61,478,638,456	54,330,505,723
資産合計	61,478,638,456	54,330,505,723
負債の部		
流動負債		
未払解約金	182,067,598	101,476,948
未払受託者報酬	10,461,827	9,456,065
未払委託者報酬	313,854,822	283,681,901
その他未払費用	1,928,070	1,917,587
流動負債合計	508,312,317	396,532,501
負債合計	508,312,317	396,532,501
純資産の部		
元本等		
元本	※1 53,266,841,905	※1 48,580,928,519
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,703,484,234	5,353,044,703
（分配準備積立金）	14,981,478,623	13,546,149,228
元本等合計	60,970,326,139	53,933,973,222
純資産合計	60,970,326,139	53,933,973,222
負債純資産合計	61,478,638,456	54,330,505,723

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 2023年 9 月16日 至 2024年 3 月15日)	当中間計算期間 (自 2024年 9 月18日 至 2025年 3 月17日)
営業収益		
有価証券売買等損益	2,073,004,152	△1,415,428,887
営業収益合計	2,073,004,152	△1,415,428,887
営業費用		
受託者報酬	10,966,557	9,456,065
委託者報酬	328,996,609	283,681,901
その他費用	1,918,660	1,917,587
営業費用合計	341,881,826	295,055,553
営業利益又は営業損失（△）	1,731,122,326	△1,710,484,440
経常利益又は経常損失（△）	1,731,122,326	△1,710,484,440
中間純利益又は中間純損失（△）	1,731,122,326	△1,710,484,440
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△11,562,862	△41,009,149
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,701,983,202	7,703,484,234
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,442,378	60,093,622
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,442,378	60,093,622
剰余金減少額又は欠損金増加額	554,912,197	741,057,862
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	554,912,197	741,057,862
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,950,198,571	5,353,044,703

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間末日の取扱い 2024年9月15日および2024年9月16日が休日のため、信託約款第30条により、前計算期間末日を2024年9月17日としており、当中間計算期間末日を2025年3月17日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2024年9月17日現在)	当中間計算期間末 (2025年3月17日現在)
※1 期首元本額	65,854,770,080円	53,266,841,905円
期中追加設定元本額	1,390,773,989円	438,904,295円
期中一部解約元本額	13,978,702,164円	5,124,817,681円
受益権の総数	53,266,841,905口	48,580,928,519口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.1446円 (11,446円)	1.1102円 (11,102円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末 (2024年9月17日現在)	当中間計算期間末 (2025年3月17日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は前計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「GIMベスト・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「GIMベスト・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2024年9月17日現在)	(2025年3月17日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		1,962,846,682	—
コール・ローン		—	2,513,804,623
投資信託受益証券		987,836	985,839
投資証券		181,257,363,054	158,694,645,808
未収配当金		926,673,635	—
未収利息		—	24,104
流動資産合計		184,147,871,207	161,209,460,374
資産合計		184,147,871,207	161,209,460,374
負債の部			
流動負債			
未払解約金		415,796,861	434,227,090
流動負債合計		415,796,861	434,227,090
負債合計		415,796,861	434,227,090
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	144,958,939,518	130,095,827,148
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		38,773,134,828	30,679,406,136
元本等合計		183,732,074,346	160,775,233,284
純資産合計		183,732,074,346	160,775,233,284
負債純資産合計		184,147,871,207	161,209,460,374

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年9月17日現在)	(2025年3月17日現在)
※1期首元本額	183,973,362,280円	144,958,939,518円
期中追加設定元本額	3,612,764,346円	1,170,805,867円
期中解約元本額	42,627,187,108円	16,033,918,237円
元本の内訳（注）		
JPMベスト・インカム（年1回決算型）	48,360,213,695円	43,881,719,352円
JPMベスト・インカム（毎月決算型）	96,598,725,823円	86,214,107,796円
合 計	144,958,939,518円	130,095,827,148円
受益権の総数	144,958,939,518口	130,095,827,148口
1口当たりの純資産額 （1万口当たりの純資産額）	1.2675円 (12,675円)	1.2358円 (12,358円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	(2024年9月17日現在)	(2025年3月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

(2025年4月1日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	53,584,900,262	円
II 負債総額	176,137,842	円
III 純資産総額(I - II)	53,408,762,420	円
IV 発行済口数	48,351,796,571	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.1046	円

(参考) G I Mベスト・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(2025年4月1日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	158,882,313,966	円
II 負債総額	345,951,898	円
III 純資産総額(I - II)	158,536,362,068	円
IV 発行済口数	128,880,484,404	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.2301	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

① 資本金の額（2024年10月末現在）
（略）

②（略）

③ 投資運用の意思決定機構
（イ）、（ロ）（略）

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、2024年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

① 資本金の額（2025年4月末現在）
（略）

②（略）

③ 投資運用の意思決定機構
（イ）、（ロ）（略）

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、2025年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2025年4月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	48	783,524
公募単位型株式投資信託	—	—
公募追加型債券投資信託	—	—
公募単位型債券投資信託	—	—

私募投資信託	74	5,115,859
総合計	122	5,899,383
親投資信託	41	—

(注) 百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日に名称を変更し、PwC Japan有限責任監査法人となりました。

<訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

また、第35期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきPwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第35期中間会計期間末 (2024年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	17,322,609
前払費用	73,950
未収入金	694
未収委託者報酬	2,206,542
未収収益	2,115,068
その他	6,811
流動資産合計	21,725,677
固定資産	
投資その他の資産	
関係会社株式	60,000
投資有価証券	721,785
敷金保証金	43,286
前払年金費用	247,151
繰延税金資産	1,361,352
その他	5,500
投資その他の資産合計	2,439,075
固定資産合計	2,439,075
資産合計	24,164,752

(単位：千円)

第35期中間会計期間末

(2024年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金 72,794

未払金 1,960,436

未払手数料 963,596

その他未払金 ※ 1 996,839

未払費用 471,384

未払法人税等 1,606,917

賞与引当金 2,129,564

役員賞与引当金 97,026

流動負債合計 6,338,123

固定負債

長期未払金 228,394

賞与引当金 1,027,582

役員賞与引当金 200,594

固定負債合計 1,456,571

負債合計

7,794,695

純資産の部

株主資本

資本金 2,218,000

資本剰余金

資本準備金 1,000,000

資本剰余金合計 1,000,000

利益剰余金

利益準備金 33,676

その他利益剰余金

繰越利益剰余金 13,118,380

利益剰余金合計 13,152,056

株主資本合計

16,370,056

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 0

評価・換算差額等合計 0

純資産合計

16,370,057

負債・純資産合計

24,164,752

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第35期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		5,463,102
運用受託報酬		5,163,392
投資助言報酬		1,831,821
業務受託報酬		1,493,425
その他営業収益		165,316
営業収益合計		14,117,058
営業費用		
支払手数料		2,654,046
調査費		1,597,756
その他営業費用		274,597
営業費用合計		4,526,401
一般管理費		6,033,233
営業利益		3,557,423
営業外収益	※ 1	13,204
営業外費用	※ 2	28,212
経常利益		3,542,415
税引前中間純利益		3,542,415
法人税、住民税及び事業税		1,536,611
法人税等調整額		△322,151
法人税等合計		1,214,460
中間純利益		2,327,955

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

投資助言報酬：当該報酬は、対象顧客との契約に基づき、提供する投資アドバイスに対する固定報酬または運用資産に対する一定割合として算定し、契約期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：投資一任および投資助言に関する成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークやその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。いずれの報酬も、契約に基づき支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（表示方法の変更）

損益計算書関係

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含まれていた投資助言報酬は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「投資助言報酬」として掲記することとしております。

（中間貸借対照表関係）

第35期中間会計期間末 (2024年9月30日)	
※1	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第35期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	
※1	営業外収益のうち主要なもの 雑益 13,204千円
※2	営業外費用のうち主要なもの 為替差損 20,726千円

（リース取引関係）

第35期中間会計期間末 (2024年9月30日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	1,656千円
1年超	1,518千円
合計	3,174千円

（金融商品関係）

第35期中間会計期間末（2024年9月30日）

① 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
長期未払金	228,394	228,394	—
負債計	228,394	228,394	—

（注1）時価と中間貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注2）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	721,774

② 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

③ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	—	228,394	—	228,394
負債計	—	228,394	—	228,394

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「長期未払金」

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第35期中間会計期間末（2024年9月30日）

1. 関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

投資有価証券（合同会社出資金）（中間貸借対照表計上額 721,774千円）については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	5,463,102	5,163,392	452,442	1,493,425	165,316	12,737,679
成功報酬	—	—	1,379,378	—	—	1,379,378
合計	5,463,102	5,163,392	1,831,821	1,493,425	165,316	14,117,058

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,463,102	5,163,392	1,831,821	1,493,425	165,316	14,117,058

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
8,265,082	1,773,591	4,078,384	14,117,058

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,762,458	資産運用業

（1株当たり情報）

第35期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	290,945.65円
1株当たり中間純利益金額	41,374.83円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	2,327,955千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	2,327,955千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」の（2）販売会社について、以下の内容に更新・訂正されます。

（2）販売会社

<更新・訂正後>

	名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
1	アイザワ証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	三菱UFJeスマート証券株式会社	7,196百万円	同 上
3	株式会社SBI証券	54,323百万円	同 上
4	いちよし証券株式会社	14,577百万円	同 上
5	岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	同 上
6	極東証券株式会社	5,251百万円	同 上
7	ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	同 上
8	七十七証券株式会社*	3,000百万円	同 上
9	楽天証券株式会社	19,495百万円 (2023年12月15日現在)	同 上
10	東海東京証券株式会社	6,000百万円	同 上
11	マネックス証券株式会社	13,195百万円	同 上
12	野村證券株式会社	10,000百万円 (2025年3月末現在)	同 上
13	百五証券株式会社	3,000百万円	同 上
14	F F G証券株式会社	3,000百万円	同 上
15	松井証券株式会社	11,945百万円	同 上
16	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	同 上
17	UBS SuMi TRUSTウェル ス・マネジメント株式会社*	5,165百万円 (2023年12月末現在)	同 上
18	PWM日本証券株式会社	3,000百万円 (2023年12月末現在)	同 上
19	株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
20	株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	同 上

21	株式会社あいち銀行*	18,000百万円	同 上
22	株式会社足利銀行	135,000百万円	同 上
23	株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	同 上
24	株式会社池田泉州銀行	61,385百万円	同 上
25	株式会社但馬銀行*	5,481百万円	同 上
26	株式会社千葉銀行	145,069百万円	同 上
27	株式会社南都銀行	37,924百万円	同 上
28	株式会社東京スター銀行	26,000百万円	同 上
29	株式会社百五銀行	20,000百万円	同 上
30	株式会社横浜銀行	215,628百万円	同 上
31	株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	同 上
32	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
33	株式会社りそな銀行	279,928百万円	同 上

* 募集の取扱い以外の業務を行っています。

2【関係業務の概要】

（２）販売会社

<訂正前>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

<訂正後>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月23日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 田 光 夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 見 昂 平

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMベスト・インカム（年1回決算型）の2024年9月18日から2025年3月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPMベスト・インカム（年1回決算型）の2025年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月18日から2025年3月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月5日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光 夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高見 昂 平

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。